

川越市公立保育所のあり方について（案）

1 公立保育所のあり方検討の経緯

本市では、これまで、共働き世帯の増加などの要因により保育施設の入所希望者数が増加していることから、民間活力を生かし、積極的に民間保育所整備を進め、待機児童の解消に努めてきました。その結果、令和2年4月の待機児童数は2名に減少し、待機児童が近く解消されるものと見込んでいます。

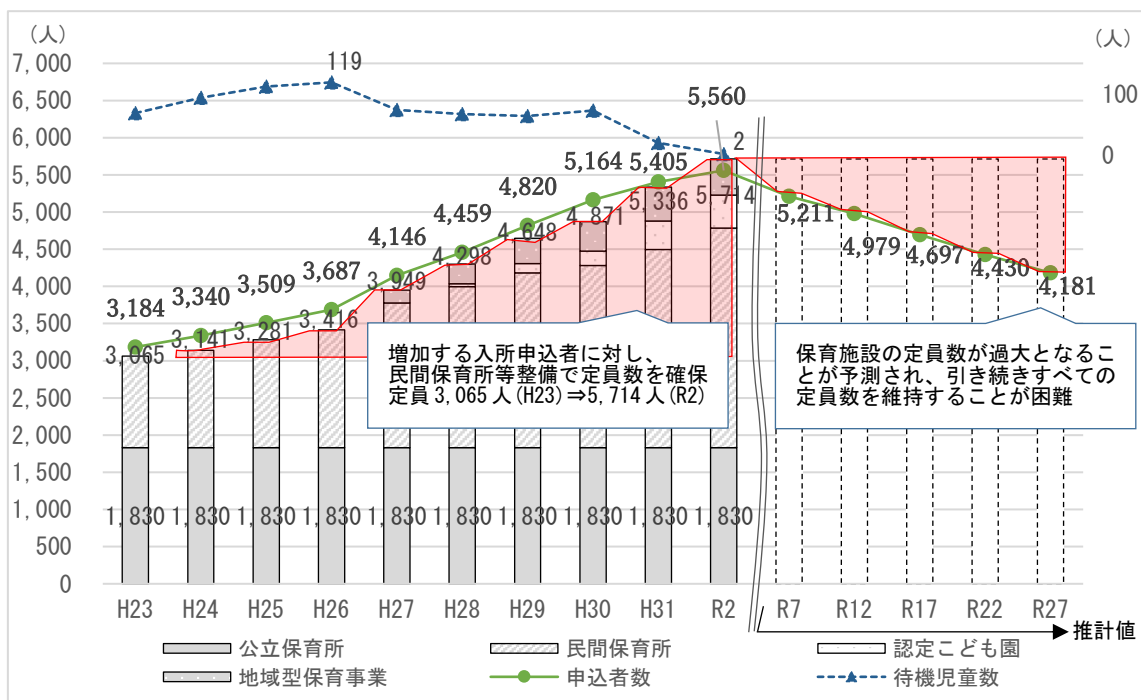
また、全国的な少子化の進展により、本市においても就学前児童数が引き続き減少していくものと考えられることから、今後は保育施設の定員数が過大となることが予測されます。

このような背景から、これまで保育の量的確保のため積極的に整備を進めた民間保育所の体制を維持しつつ、市全体で適切な定員設定とするため、今後は、公立保育所において保育全体の需給バランスを調整することが必要になると考えます。一方、公立保育所には、保育の質の確保の面などで果たすべき役割があると考えます。

以上を踏まえ、公立保育所の役割やあり方を整理し、厳しい財政状況や施設の老朽化に対処しながら、どのように今後の公立保育所整備を進めていくか、その方向性を定めるため、「川越市公立保育所のあり方」を策定することとしたものです。

※参考資料「【参考1】1保育の状況、2児童数の推移と将来予測、4財政の状況」参照

■ 申込者数と保育ニーズ量、定員数、待機児童数について



2 公立保育所の役割やあり方について

公立保育所の役割を次のとおりとし、就学前児童数や地域の保育ニーズの推移、施設の老朽化や財政面などの課題について考慮しつつ、今後も引き続き地域の基幹となる保育施設として、公立保育所を一定数維持していく必要があるものと考えます。

(1) 地域における子育て支援拠点としての役割

- ・地域の子育て支援拠点として、在宅で子育てをしている家庭を含め、保育や子どもに関する身近な相談の場や、子育て親子の交流の機会を提供する。
- ・地域に開かれた身近な保育施設として、世代間交流、次世代育成などに取り組み、課題解決のために様々な団体や機関と連携する役割を担う。

(2) 保育技術の向上と公民での共有により保育の質を確保する役割

- ・長い年月をかけて培ってきた公立保育所で行う保育を基に各地域の保育の質の確保につなげる。
- ・蓄積された公立保育の経験と多様な運営母体による民間保育の経験を共有するため、民間保育所との共同研修等により保育士の育成に努め、保育の質の確保をしつつ、質の向上を図る。

(3) セーフティネットとしての役割と支援が必要な児童の受入れ体制の確保

- ・大規模災害時など、公立保育所が保育の受け皿として機能することが求められる。
- ・障害のある児童を民間で積極的に受入れが行われるよう支援を図る。また、関係機関との連携等が必要となる、配慮を必要とする児童の受入れ体制を確保する。

【参考】民間保育所の特徴や役割について

- ・経営ノウハウを生かした運営により、保育の量的確保の中心的な役割を担っている。
- ・運営主体となる法人の多様性から、独自の保育理念による各園の特色ある保育を提供している。
- ・多様化する保育需要に対応するためにも、引き続き、公立保育所と共に、保育の質の確保に取り組むことが求められる。

3 今後の公立保育所の整備の考え方

(1) 川越市公立保育所のあり方の検討期間

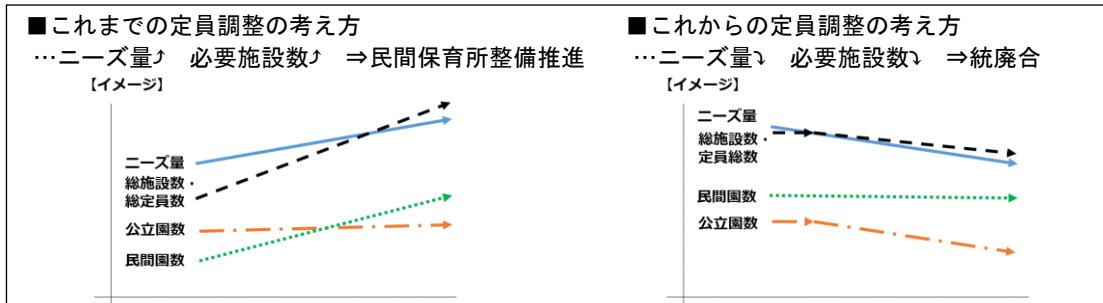
公立保育所の整備検討にあたっては、今後の就学前児童数の推移や施設の老朽化状況などを考慮し長期的な視点で取り組むことが重要と考えるとともに、保育を取り巻く環境に適切に対応するため、5年ごとに「川越市公立保育所のあり方」について見直しを行います。また、川越市公共施設等総合管理計画及び川越市個別施設計画（公共施設編）との整合を図り、今後25年間（令和27年度まで）を見据えた中で、公立保育所の更新を検討します。

※参考資料「【参考1】3 公立保育所の状況」参照

(2) 今後の公立保育所の整備の方向性

- ・保育ニーズ量減少に伴う全体定員数の調整を、公立保育所の定員を調整することにより行います。
- ・短期的な調整は既存施設の弾力運用や公立保育所の定員調整で対応します。
- ・中長期的な調整は公立保育所の統廃合により行います。
- ・今後、提供区域内のニーズ量に対して定員数が不足することが予測される場合は、民間参入等により量の確保を図ります。

■中長期的な定員調整のイメージ



(3) 保育提供区域の見直し

- ・保育ニーズ量、現状の児童の通園状況、各地区の保育施設数などを考慮し、保育提供区域を現計画の4地区から7地区に変更していきます。
- ・人口規模の大きい本庁・山田地区においては4園、その他の各地区において1園を基幹となる公立保育所として維持します。

現行区域	地区		新たな区域	地区
A	本庁、山田、芳野、古谷	⇄	A	本庁、山田
B	南古谷、高階	⇄	B	芳野、古谷
C	福原、大東	⇄	C	南古谷
D	霞ヶ関、川鶴、霞ヶ関北、名細	⇄	D	高階
		⇄	E	福原、大東
		⇄	F	霞ヶ関、川鶴
		⇄	G	霞ヶ関北、名細

※参考資料「【参考2】保育提供区域の見直しについて」参照

4 民間活用による公立保育所の職員体制の充実

現在の公立保育所の配置基準上必要な保育士をすべて正規職員として配置しようとした場合、現状では不足が生じており、令和2年度は、正規職員218人、会計年度任用職員（フルタイム）154人で運営を行っています。

保育の質の確保、現場で求められる保育ニーズに応えるため、公立保育所の一部業務の委託化の検討や民間保育所を中心とした量の確保を維持することにより、正規職員の保育士を中心とした保育所運営体制を目指します。